

**「船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン
の実施のための制度のあり方について」**

～ 一元的な海上交通管制の運用に向けて～

答 申

平成28年1月28日

**交通政策審議会
海事分科会
船舶交通安全部会**

目 次

・はじめに

・新たな制度のあり方について

1. 一元的な海上交通管制の構築

(1) 制度を適用する海域及び港

海域の指定

港の指定

(2) 位置通報による湾内全域の船舶動静の把握と事前通報の一本化

通報による船舶動静の把握

指定海域の航路と指定港の航路(水路)にかかる事前通報の一本化及び指定港の航路(水路)の安全を確保するための指示

(3) 非常災害発生時における情報聴取義務海域の湾内全域への拡大

非常災害発生時の周知措置

非常災害発生時における情報の聴取義務海域の拡大

(4) 非常災害発生時における湾内全域を一体と捉えた移動命令等の導入

(5) 非常災害発生時における航路標識設置にかかる従事命令(航路標識にかかる収用制度の見直し)

2. 航路標識を活用した安全対策の強化

(1) 航路標識の適切な整備・管理

設置にかかる届出制の導入その他の手続きの簡素化

許可及び届出にかかる基準の明確化

制度の実効性の確保(AIS航路標識等に対する機能障害の抑止)

(2) AIS航路標識等による航行に適する海域等の明示・手続の迅速化

3. 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

(1) 雑種船の範囲の見直し

・現行制度にかかる所要の取り組み

1. 航路標識を活用した安全対策の強化

(1) 船舶自動識別装置(AIS)の活用

沿岸ふくそう海域におけるAIS航路標識を活用した経路の設定

AISを活用した乗揚げ防止等の措置

AISの普及促進等

(2) 航路標識の配置基準の明確化(海上構築物等への航路標識の設置)

(3) 航路標識を損傷させた場合の措置

(4) 情報提供手段の見直し

2. 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

(1) 航泊禁止等に伴う交通方法の設定、港の出入口付近等での運航調整

(2) 港内の航路についての航路航行義務船舶の範囲の見直し

3. 小型船舶の安全対策の充実

(1) 小型船舶事故の防止効果の向上

(2) 民間ボランティア等との連携

・新たな制度等の実施について

はじめに

本審議会においては、平成 25 年 10 月、今後の船舶交通安全政策が果たすべき役割と方向性及びそのための手法について答申(船舶交通の安全・安心をめざした第三次交通ビジョン)をまとめたところである。海上保安庁では、この答申を踏まえ、毎年度実施計画を作成し、本審議会の下に設けられた船舶交通安全部会における審議を経ながら、施策を鋭意実施してきている。

この答申に盛り込んだ施策のうち、一元的な海上交通管制の構築については、まずは東京湾で導入することとし必要となる施設整備を進めているが、その運用に当たって、湾内の船舶の円滑な運航の確保及び非常災害発生時における海上交通機能の維持のために執るべき措置について、平成 27 年 5 月に諮問を受け、検討を進めてきた。

また、リアルタイムでの船舶の動静把握等を容易にする船舶自動識別装置(AIS)を活用した航路標識に関する国際ルールの採択や民間の技術力の向上等の船舶交通の状況を踏まえた航路標識を活用した安全対策の強化のための措置の検討及び現行制度の検証についても、同様に進めてきた。

これらの検討を踏まえた新たな制度のあり方及び現行制度にかかる所要の取り組みについて、以下のとおりまとめた。

なお、航路標識の適切な整備・管理等にかかる制度の運用に関する事項については、船舶交通安全部会の下に設置した、航路標識・情報提供等小委員会により継続して検討を進めることとする。

新たな制度のあり方について

1. 一元的な海上交通管制の構築

(1) 制度を適用する海域及び港

海域の指定

- ・非常災害が発生した場合に船舶交通が著しくふくそうすることが予想される海域のうち、二以上の港則法の港に隣接するものであって、レーダーその他の設備により当該海域における船舶交通を一体的に把握できる状況にある海域を「指定海域」として指定することとする。

港の指定

- ・指定海域に隣接する港のうち、レーダーその他の設備により港内における船舶交通を一体的に把握することができる状況にあるものであって、非常災害が発生した場合に当該指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要がある港を「指定港」として指定することとする。

(2) 位置通報による湾内全域の船舶動静の把握と事前通報の一本化

通報による船舶動静の把握

- 指定海域に入域しようとする一定以上の大きさの船舶は、船名その他の事項を海上保安庁長官(以下「長官」という。)に通報しなければならないこととする。

指定海域の航路と指定港の航路(水路)にかかる事前通報の一本化及び指定港の航路(水路)の安全を確保するための指示

- 指定海域の航路を航行した後に、途中港に寄港し、若しくはびょう泊することなく指定港の航路(水路)を航行しようとする船舶又は指定港の航路(水路)を航行した後に、途中港に寄港し、若しくはびょう泊することなく指定海域の航路を航行しようとする船舶が、指定海域の航路にかかる事前通報に際して一定の事項を併せて通報したときは、指定港の航路(水路)にかかる事前通報を要しないこととする。
- 指定港の航路(水路)における、船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、事前通報の対象船舶に対し、航路(水路)を航行する時刻その他の必要な事項を指示することができることとする。
- なお、指定港の航路(水路)についてのみ事前通報の対象となっている船舶のうち航路(水路)ごとに定める一定の船舶についても、指定海域の航路にかかる事前通報の対象とするとともに、事前通報の一本化及び航路航行予定時刻の変更等の指示を適用することで、湾口から湾内まで効率的で安全な航行を確保することとする。



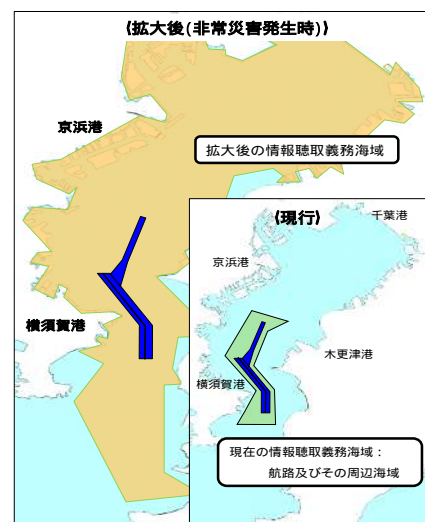
事前通報の一本化イメージ

(3) 非常災害発生時における情報聴取義務海域の湾内全域への拡大

非常災害発生時の周知措置

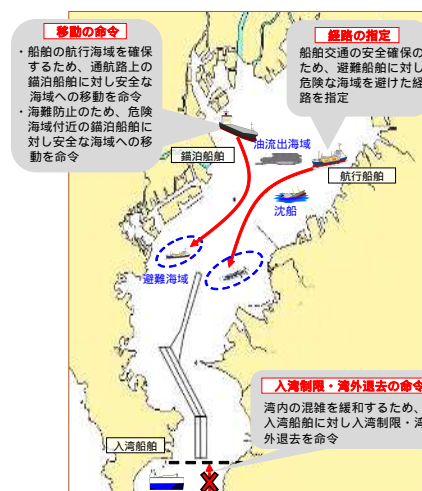
- 長官は、非常災害の発生により指定海域において船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合で当該危険を防止する必要があると認めるときは、その旨を指定海域及び指定港にある船舶に周知させる措置をとることとする。
 - また、危険が生ずるおそれなくなったときは、その旨を周知させる措置をとることとする。
- 非常災害発生時における情報の聴取義務海域の拡大

- 長官は、非常災害発生時の周知措置をとったときは、指定海域及び指定港を航行する一定以上の大きさの船舶に対し、船舶交通の危険を防止するために必要な情報を提供することとし、当該船舶は、当該情報を聴取しなければならないこととする。



(4) 非常災害発生時における湾内全域を一体と捉えた移動命令等の導入

- ・長官は、非常災害発生時の周知措置をとったときは、指定海域とその周辺海域及び指定港にある船舶に対し、航行を制限し若しくは禁止し、航行する経路若しくは停泊する場所を指定し、又は移動し若しくは指定海域とその周辺海域及び指定港から退去することを命ずることができることとする。
- ・また、その際には、指定海域と一体的に船舶交通の危険を防止する必要がある指定港における危険物を積載した船舶の指揮その他の港長等が行うこととされている措置についても、長官が行うこととする。



(5) 非常災害発生時における航路標識設置にかかる従事命令(航路標識にかかる収用制度の見直し)

- ・長官は、非常災害発生時の周知措置をとったときは、指定海域及び指定港の船舶交通の危険を防止するため航路標識を設置する緊急の必要があると認める場合に、当該航路標識を設置する現場付近にある船舶の船長に対し、当該航路標識の設置に関する業務に従事すべきことを命じ、又はその現場付近において船舶、船舶用品その他の物件の収用等を行うことができることとする。
- ・また、当該業務に従事したことにより死亡、負傷等をした場合はその損失額に相当する金額を、また船舶、船舶用品その他の物件の収用等を行った場合は通常生じる損失額に相当する金額を補償することとする。
- ・なお、航路標識にかかる収用等については、非常災害発生時に的確に対応できるように運用の明確化を図ることとする。

2. 航路標識を活用した安全対策の強化

(1) 航路標識の適切な整備・管理

設置にかかる届出制の導入その他の手続きの簡素化

- ・海上保安庁以外の者が、灯光及び電波以外の手段により航行する船舶の指標とする航路標識であって船舶交通に及ぼす影響が軽微なもの(昼間のみ利用される立標、浮標等)を設置しようとするときは、許可を要せず届出で足りることとする。

- ・また、許可事項の軽微な変更及び休止等については、許可を要せず届出で足りることとする。

許可及び届出にかかる基準の明確化

- ・航路標識の種別、その意味及び形状等並びに管理の方法に関する技術上の基準などの許可及び届出にかかる基準を明確化することとする。

制度の実効性の確保(AIS航路標識等に対する機能障害の抑止)

- ・不法な電波の発信などのAIS航路標識の機能を阻害する行為を防止する等、許可制度の実効性を確保するため、罰則の導入により、適切な設置・管理を促すこととする。

- ・長官は、必要があるときは、航路標識の設置者等に対し、航路標識の工事又は管理に関する報告を求めることができることとし、また、職員に、設置者等の事務所その他の事業場、航路標識を設置する場所又は航路標識の工事を行う場所に立ち入って必要な検査又は質問をさせることができることとする。

(2) AIS航路標識等による航行に適する海域等の明示・手続の迅速化

- ・非常災害や海難が発生した場合において、船舶が安全に航行できる海域や危険な海域等を示す指標として、緊急的にAIS航路標識を表示する場合等については、告示によらず他の方法により周知することができることとする。

3. 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

(1) 雑種船の範囲の見直し

- ・「雑種船」の定義のうち、汽艇については総トン数二十トン未満の汽船として範囲を明確化することとし、併せて名称を「汽艇等」に変更することとする。

・現行制度にかかる所要の取り組み

1. 航路標識を活用した安全対策の強化

(1) 船舶自動識別装置(AIS)の活用

沿岸ふくそう海域におけるAIS航路標識を活用した経路の設定

- ・沿岸域の船舶交通の整流を図る必要がある海域において、交通流を分離するための中心線で示す経路を設定し、当該海域を航行する船舶の当該経路に沿った航行を促進することとする。
- ・設定した経路については、航行の励行を図るため、IMO(国際海事機関)の採択を目指すとともに、海図への記載、AIS航路標識による明示等を行うこととする。

AISを活用した乗揚げ防止等の措置

- ・AIS等を活用した現行の情報聴取義務制度について、衝突・乗揚げ海難等の発生状況、航路形状、浅瀬等の自然的条件、船型毎の通航実態及びこれら条件による海難発生の蓋然性等を踏まえ、その対象港の拡大を図ることとする。
- ・また、異常な気象等の事情による船舶交通の危険の防止の円滑な実施のため、港内及びその境界付近における錨泊船舶に対し、情報の聴取、連絡設定等にかかる勧告措置について、運用の明確化を図ることとする。

AISの普及促進等

- ・一元的な海上交通管制の効果を最大限発揮させ、また、更なる船舶交通の安全性の向上を図るため、AISの搭載を義務付けられていない船舶におけるAIS普及状況のアンケートの結果を踏まえるとともに、運用面での通信のふくそうの影響評価等を早急に精査し、AISの搭載義務の対象船舶のあり方を含め、更なる普及促進策を検討することとする。
- ・衝突予防等の海難防止に関する国際的な取り組みを推進するため、経路の設



AIS航路標識を活用した経路設定

定及びAIS情報の利活用等の制度化について、IMOへの提案を含め検討を進めることとする。

(2) 航路標識の配置基準の明確化(海上構築物等への航路標識の設置)

- ・海上構築物等への設置促進その他の航路標識の適正配置を推進するため、船舶交通の状況、浅瀬等の自然的条件及び海上構築物等の船舶交通への影響等を踏まえ、海上保安庁が設置する航路標識を含めた航路標識の配置基準の明確化を図ることとする。
- ・船舶交通がふくそうする海域については、海上交通安全法による工作物の設置許可等において、必要な措置が講じられるよう運用を明確化することとする。

(3) 航路標識を損傷させた場合の措置

- ・海上交通安全法及び港則法の適用海域において、船舶が航路標識に損傷を与え、船舶交通を阻害する状態が生じた場合等については、通報義務の対象であることを周知徹底するほか、その場合における危険予防のために必要となる具体的な措置を規定することとする。



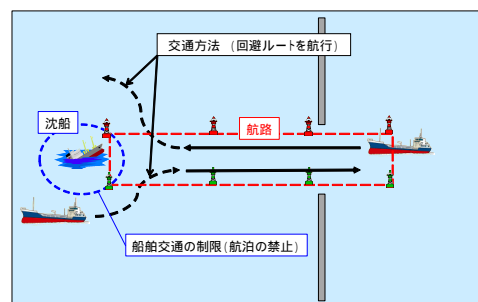
(4) 情報提供手段の見直し

- ・中短波放送、テレホンサービスその他の必要性の低下した情報提供手段については、代替手段や地域的な特性等を踏まえ、利用者との十分な調整を図りつつ、廃止・集約等を行うとともに、バーチャル AIS 航路標識などの新たな手段の活用等により、利用実態に応じた情報提供体制を構築していくこととする。

2. 船舶交通の現状を踏まえた港内の安全対策

(1) 航泊禁止等に伴う交通方法の設定、港の出入口付近等での運航調整

- ・港内において工事・作業の実施や海難の発生などにより、安全確保のために必要となる場合には、航路によらない船舶の航行に適する交通方法(回避ルート又は方法)を港長公示等により設定するよう運用の明確化を図ることとする。
- ・港の出入口付近等における大型船舶同士の競合時等の調整方法については、対象となる船舶の範囲などを踏まえ、一般的なルールとする必要があると認められる場合は、当該ルールを港長公示等により設定するよう運用の明確化を図ることとする。



(2) 港内の航路についての航路航行義務船舶の範囲の見直し

- ・港内の航路について航路毎の海域の状況等に応じ、航路航行義務を免除することが適当な船舶について検討を行い、その結果に応じて必要な規定を整備す

ることとする。

3. 小型船舶の安全対策の充実

(1) 小型船舶事故の防止効果の向上

- ・小型船舶事故の原因の多くが、発航前点検の不実施や見張り不十分であることから、引き続き関係者の意見を聞きつつ、遵守事項(発航前の検査義務・適切な見張りの実施義務)違反制度の見直しを図ることとする。

(2) 民間ボランティア等との連携

- ・事故の態様に応じた対策を推進するため、協調して海難防止思想の普及・啓発を担う民間ボランティア等については、小型船舶の運航経験のみではなく、対象となる事案に応じた能力が発揮され得る制度への見直しを図ることとする。

・新たな制度等の実施について

.の制度改正のうち一元的な海上交通管制に関する事項については、平成29年度中に見込まれる当該管制施設の運用開始に合わせて、また、.のうちそれ以外の事項及び.の取り組みについては、それぞれ所要の準備が整い次第できる限り早期に実施することとし、いずれの場合も、海事関係者等の意見を踏まえるほか、十分な周知を図ることとする。

なお、新たな制度及び所要の取組みを、より円滑かつ確実に実施できるよう、必要に応じて海事関係者等による一定の範囲の海域を対象とした協議、調整の場を設ける等すること。